

2021 年 3 月議会 代表質問

2021 年 3 月定例市議会は、日本共産党福山市議団を代表して、
河村ひろ子市議が代表質問を行いました。

第一質問と答弁をお知らせします。

3 月 4 日
午後 1 時～

河村ひろ子市議

1、新型インフルエンザ等対策特別措置法と感染症法について	--2
2、国民健康保険について	-----5
①国保税について	-----5
②子どもの均等割について	-----7
③傷病手当について	-----8
3、ジェンダー平等社会の実現について	-----10
①女性の働き方について	-----10
②選択的夫婦別姓について	-----13
③パートナーシップ条例の制定について	-----14
④同性婚について	-----16
4、福山市母子生活支援施設久松寮について	-----18
5、生活保護行政について	-----22
①扶養照会について	-----22
②シェルターについて	-----24
6、新型コロナウイルス感染症対策について	-----26
①PCR検査について	-----26
②医療体制の確保について	-----30
③ワクチン接種について	-----33
7、介護保険について	-----35
①事業所支援と従事者の処遇改善について	-----35
②介護保険料について	-----38
③利用料について	-----40
8、商工行政について	-----42
①飲食業界・中小事業者への支援策について	-----42
9、ハラスメント防止について	-----46
10、スポーツ施設再編方針について	-----55
①竹ヶ端運動公園水泳場の廃止について	-----55
②スポーツ施設の使用料について	-----57



河村ひろ子市議：新型インフルエンザ等対策特別措置法、感染症法について質問します。

新型コロナウイルス対応の特別措置法、感染症法等の改定案が、国会で可決成立し、2月13日施行されました。最大の問題は、罰則が盛り込まれていることです。

コロナ感染者が入院などを拒否した場合や、事業者が休業要請に従わない場合は罰則の対象になります。また、コロナ患者の受入勧告に応じない民間医療機関の名前を公表する「制裁」まで盛り込みました。

これに対し、専門家や国民から強い批判の声が広がり、刑事罰は撤回され行政罰に修正されましたが、罰則として過料を科すことになりました。

また、まん延防止等重点措置は、緊急事態宣言下でなくても、国会の審議もせず政府の裁量で決めることができるため、重大な人権侵害に繋がる恐れがあります。

厚生科学審議感染症部会の委員からは「患者との信頼関係にひびが入る」などの懸念が示されたように、罰則では、国民の協力を得にくくなり保健所業務も支障をきたす恐れがあります。

罰則は、いつだれが調査をして、どのように決めるのでしょうか。

また市民生活にどのような影響があると認識されているのでしょうか、お答え下さい。

改定特措法では、休業や時短営業に対する補償規定はなく、国・地方自治体が「支援に必要な財政上の措置を講ずる」とあるだけで、支援規模はまったく不透明です。

感染拡大防止を実効あるものにするため、罰則規定や制裁措置は撤回し、事業者・医療機関・個人に対する正当な補償を明確に規定するよう国に要望することを求めます。ご所見をお示し下さい。

市長答弁：日本共産党を代表されました河村議員の御質問にお答えします。

始めに、新型インフルエンザ等対策特別措置法と感染症法についてです。

2月13日に施行された改正感染症法において、コロナ患者が入院措置や積極的疫学調査などに正当な理由がなく協力をしない場合は罰則として過料に処するとされています。

調査は保健所が行い、法の規定に該当する場合は、市長において地方裁判所に対し、感染者が過料に処すべきものと思料される旨を通知することになっています。

しかしながら、事務取扱い上、「法違反等を確認した場合には、まずは適切に助言、指導等を中心に行うことを通じて是正を促していくことが望ましい」とされており、本市としては、感染者に丁寧の説明し、相談・支援を十分に尽くし、理解を得るよう慎重に対応し、市民生活への影響がないように努めてまいります。

なお、特別措置法の権限は都道府県知事となっています。

また、罰則規定の撤回等について国に要望することは考えていません。

河村ひろ子市議：国民健康保険について

国保税について伺います。

福山市は、新年度の国保税を一人あたり２８４４円引き下げる予算案を示しました。

広島県が、新型コロナ感染拡大による経済低迷等の影響を考慮するとして、剰余金９億円を活用し、保険料収納必要額を引き下げたため、そのまま同額としたものです。

しかし、非正規労働者や自営業者の多い国保加入者の生活は深刻な打撃を受けており、大幅な引き下げが必要です。

昨年１２月末までに、３割以上減収した場合の減免申請は４９７件、解雇など非自発的離職による減免申請は１０５７件に上ります。加入者の所得状況について、市長の認識をお示してください。

今年度、市国保会計の剰余金は６億８千万円余、財政調整基金は１２億７千万円余となる見込みで、あわせて１９億円を超えます。

これらを活用して、市としても、さらに国保税を引き下げることが強く求めます。また、国に対し、国保税等のコロナ特例減免の継続を求めてください。ご所見をお示してください。

市長答弁：次に、国民健康保険についてです。まず、被保険者の所得状況についてです。

被保険者の 2020 年(令和 2 年)中の所得状況を把握することは、現時点では困難ですが、非自発的失業者に対する特例軽減や、新型コロナウイルス感染症の影響による減免の状況から、被保険者の所得状況は厳しい状況にあると認識しています。

次に、国保税の引き下げについてです。

剰余金や財政調整基金は、今後の安定的な財政運営の観点から、激変緩和期間中における被保険者負担の急激な増加を抑制する場合や国保事業費納付金の不足への対応などに活用する必要があると考えています。

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国保税の減免については国からの通知に基づき対応しています。

河村ひろ子市議：子どもの均等割について伺います。

福山市は今年度、法定軽減世帯の18歳以下の子どもの均等割を一人目から軽減しました。対象世帯と申請件数と所要額を、それぞれお示しください。

政府は、2022年度からの子どもの均等割の減額措置を盛り込んだ「医療制度改定一括法案」を今国会に提出しましたが、未就学児に限り、5割の軽減にとどまります。

子ども一人につき、3万円以上もの負担増となる均等割は、子育て支援に逆行し、他の医療保険と比べても不公平です。

18歳までの全額免除を、国に強く求めるとともに、市として新年度から先行実施することを求めます。

市が実施した場合の費用は、法定軽減世帯のみなら8千万円、すべての世帯を対象にしても1億8千万円程度と、基金や剰余金を活用すれば充分可能です。ご所見をお示しください。

市長答弁：次に、子どもの均等割についてです。今年度、対象者を拡大した子どもの均等割の減免については、1月末現在、対象世帯は3,389世帯で、申請のあった2,578世帯のうち、2,523世帯を承認し、減免税

額は、1,404 万円という状況です。

2022 年度(令和 4 年度)から未就学児を対象に軽減
が導入される予定ですが、全国市長会において、対象
者の拡大を検討するよう、国に要望しています。

河村ひろ子市議：傷病手当について伺います。

新型コロナ感染や感染疑いで休職した国保加入の被用者に対し、
傷病手当が支給されています。本市での支給実績を、お示してください。

全国では、「国保加入者間の負担の公平を図るため」として、事業
主にも傷病手当を支給する自治体があります。

前年度の事業所得を 2 4 0 で割った額の 3 分の 2 を日ごとに支給
したり、見舞金として一律 3 0 万円を支給したりと、2 0 市町が療養
中の生活保障に取り組んでいます。

地方創生臨時交付金を活用できるので、市の負担はありません。

福山市も、先進自治体を参考に、事業主に傷病手当金などを支給す
るよう求めます。

また、国に対し、支給継続を求めるとともに、対象を拡大するよう
求めてください。ご所見をお示してください。

市長答弁：次に、傷病手当金についてです。

本市の支給実績は、1 月末現在で、支給件数が 4 件、
支給金額は 28 万 5,332 円です。

適用期間については、2021 年(令和 3 年)6 月 30 日
まで延長されました。

なお、国に対して、財政支援の対象を拡充するよう、
全国市長会及び中核市市長会を通じて要望していま
す。

河村ひろ子市議：ジェンダー平等社会の実現について

女性の働き方について質問します。

2月23日、世界銀行は経済的な権利をめぐる男女格差を調査した年次報告書を公表し、日本は190の国や地域のうち、昨年の74位から80位に低下しました。世界がジェンダー平等社会の実現に向けて前進する中、日本の男女格差解消の取組の遅れが浮き彫りになりました。

この間日本は「女性活躍」「多様で柔軟な働き方」と言いながら派遣法や労働基準法などを改悪し続けたため、女性の56.4%は非正規雇用、賃金は男性の52.7%にまで落ち込みました。

福山市内の企業・事業所内での男女別の正規・非正規労働の割合と、全国平均賃金についてご説明下さい。また、本市職員の非正規労働者のうち、女性比率の3年間の推移と、その現状の受け止めについてお答え下さい。

コロナ禍での女性の雇用に関して本市にどのような相談が寄せられているのでしょうか。雇用問題についてどのように捉え、解決に向けて取組まれるのかお答え下さい。

コロナ禍で女性の自殺者が急増しています。2020 年は 6976 人と前年比 885 人も増加し、過去 5 年で最多となりました。東京都医師会は、自殺の背景は、生活苦や経済的不安の高まり、対面での交流機会の減少、悩みを抱え込む自粛生活が続いていることだと指摘しています。

女性は普段から家事や育児、介護の負担がのしかかり、その上にコロナが拍車をかけています。女性が心身ともに疲弊し、命を絶つような事態にまでなっていることは放置できません。様々な悩みを各担当課へつなぐことができる総合相談窓口の設置を求めます。ご所見をお示し下さい。

市長答弁：次に、女性の働き方についてであります。

国の「平成 29 年度就業構造基本調査」によると、本市の非正規労働者は、男性が全体の 16.6%、女性は 50.4%となっています。

賃金については、全国では男性の非正規は、平均 23 万 4,800 円で、正規雇用の約 67%、女性の非正規は、平均 18 万 9,100 円で、正規雇用の約 70%となっています。

次に、本市職員の過去3年間の非正規職員の女性比率は、2017年度(平成29年度)は85.5%、2018年度(平成30年度)は85.2%、2019年度(令和元年度)は85.7%と横ばいで推移しています。

次に、コロナ禍での女性の雇用に関する相談については、「コロナの影響で保育園が休みになると働けない」「派遣社員のため仕事がなくなる不安がある」などの声を伺っています。

こうした雇用問題の解決に向けては、雇用調整助成金、緊急雇用安定助成金、休業支援金・給付金など、雇用に関する制度の活用を通して、雇用の維持に努めてまいります。

次に、女性に係る総合相談窓口については、本市では、男女共同参画センター内のイコールふくやま相談室で、DV、離婚、ハラスメントなど様々な相談を受け、適切な支援に努めています。

また、相談内容によっては、必要に応じて、関係各課へつないでいます。

河村ひろ子市議：選択的夫婦別姓について伺います

民法第 750 条には、「夫婦は婚姻の際に定めるところに従い、夫または妻の氏を称する」とあり、結婚したらどちらか一方の姓を名乗らなければなりません、これを義務付けているのは日本だけです。

これに対して、夫も妻も自分の姓をそのまま名のることも、今までのように統一することも可能というのが選択的夫婦別姓です。政府の第 5 次男女共同参画計画案では全国から 5,600 件も寄せられたパブリック・コメントのほとんどが選択的夫婦別姓に賛成だったそうです。それにも関わらず、政府が当初案に入っていた「選択的夫婦別姓」の文言を削除し、閣議決定したことに批判が広がっています。

2017 年度の厚労省調査では 96%の女性が姓を変えています。姓が変わり仕事の継続性が失われて困るという声も多く、女性活躍社会と言いながら不利益を被る女性がいることは、ジェンダー平等から程遠いと言わざるを得ません。選択的夫婦別姓を早く実現するよう国に要望することを求めます。それぞれお答えください。

市長答弁： 次に、選択的夫婦別姓についてです。

夫婦の氏に関する具体的な制度の在り方については、国民各層の意見や、国会における議論の動向を注

視しながら、司法の判断も踏まえ、更なる検討を進め
るとして、閣議決定されたものです。

本市といたしましては、国会の動向等を注視してま
いります。

河村ひろ子市議： パートナーシップ条例の制定について質問します。

戸籍上同性のカップルを「結婚に相当する関係」と認めるパートナ
ーシップ制度が、2015 年 11 月に東京都渋谷区と世田谷区で始まり 5
年が経過しました。渋谷区と NPO 法人「虹色ダイバーシティ」の調査
によると、この 5 年間で合計 1301 組のカップルが認められたとの事
です。2021 年 2 月時点では全国 74 自治体と同制度を制定し、導入予
定は 17 自治体、検討中は 42 自治体にのびります。県内では広島市
が本年 1 月 4 日から実施しています。

市内のある同性カップルは「パートナーと生涯を歩んでも相続権
もない」「配偶者控除も受けられない」「公営住宅に入居できない」と
訴えておられました。

本市はパートナーシップ制度導入に向けて、他自治体の調査をし
ていますが、調査内容と当制度導入にむけた検討状況についてお答

え下さい。

パートナーシップ制度を「要綱」で定めている自治体もあるとの事ですが、要綱は行政機関内部の内規にすぎません。その一方、「条例」は地方公共団体がその事務について、議会の議決によって制定する法規です。パートナーシップ制度実施の根拠となり得る条例制定に早急に踏み出すことを求めます。ご所見をお示し下さい。

市長答弁：次に、パートナーシップ制度についてです。昨年 9 月、中核市 59 市に対し、制度導入の有無や実施の根拠などについて調査を実施いたしました。

その結果、「導入済」が 9 市、「導入予定」が 2 市、「導入を検討中」が 12 市、「導入予定なし」が 35 市といった状況でした。また、導入済 9 市の全てにおいて要綱を実施の根拠とされています。

本市においては、当事者団体より、「社会の理解が伴わなければ十分な効果が見込めず、まずは、市民への啓発が必要」との意見をいただいています。

パートナーシップ制度の導入については、引き続き、当事者団体と協議を進めてまいります。

河村ひろ子市議：同性婚について質問します

憲法 24 条 1 項の「両性の合意」は男女を意味し、同性婚は憲法で禁じられている、という意見がありますが、この規定は、昔の家制度のもとで、本人の意思や希望とは無関係に父母や戸主の言いなりに結婚させられてきた婚姻の形態を抜本的に変えて、「個人の尊重」の理念のもとに、結婚は本人たちの合意だけでできるように定めたものです。制定趣旨に照らせば、この条文が異性カップル以外の結婚を禁じたものとは解釈できません。むしろ、性別を問わず全ての人に「婚姻の自由」を保障しているものであり、同性婚を認めることは憲法の精神にそったものと言えますが、市長のお考えをお示し下さい。

国に対して同性婚を認めるよう要望することを求めます。お答え下さい。

市長答弁： 次に、同性婚についてです。

国は、「憲法第 24 条第 1 項は、婚姻は両性の合意のみに基づいて成立すると規定しており、同性婚の成立を認めることは想定されていない。同性婚を認めるべきか否かについては、極めて慎重な検討を要する。」としており、同性婚を含む婚姻制度のあり方については、

今後の国会での議論や司法判断を待つべきものと考え
えます。

河村ひろ子市議：福山市母子生活支援施設久松寮について伺います。

福山市は、久松寮について現在入所家庭がないこと、利用ニーズがないこと、建物の老朽化を理由に本年度末で廃止する方針です。

母子生活支援施設は児童福祉法第38条に基づき、地域で自立した生活が営めない18歳未満の子どもを療育している母子家庭などが支援を受けながら自立に向けて生活をする所です。

これまで久松寮が果たしてきた役割についてどのように認識されているのでしょうか、お示し下さい。例年30件ほど問い合わせがあるとの事ですが、今年度の相談件数について、また施設の周知方法についてお答え下さい。

全国母子生活支援施設協議会の会長は「母親と子どもの生活を守りぬくことが母子生活支援施設の使命。新型コロナウイルスの影響により生活困窮にいたった母子世帯の支援や居住の確保等、一時保護も含めて、母子生活支援施設が果たす役割は一層重要」と指摘しています。

就労先の休業や解雇など、非正規雇用が多い女性へしわ寄せが集中している中、丁寧な支援がますます求められています。久松寮の廃止で母子支援に影響はないのでしょうか。中長期的な支援をどのよ

うにされるのかお答え下さい。

現在、雇止めやテレワークによる在宅勤務の増加などで、家庭内のDVや児童虐待なども頻発しています。

福山市では、2020年4月から12月までのDV相談が736件に上り、前年度比約120件も増加しています。

母子家庭等自立支援対策大綱には、母子生活支援施設はDV被害者の一時保護を含めた多機能な役割を担うとしており、中長期的な支援に母子生活支援施設の活用が提言されています。

我が党はDV対応もできるように施設整備や職員体制の拡充を求めてきましたが、これまでどのように議論されてきたのでしょうか、お答え下さい。

久松寮は建物改修等行い、DV対応も含めた母子支援に力を注ぐことを求めます。ご所見をお示し下さい。

市長答弁：次に、母子生活支援施設久松寮についてです。

まず、これまで久松寮が果たしてきた役割についてです。

母子生活支援施設は、配偶者のない女子とその児童

を保護するとともに、自立の促進のためにその生活を支援し、退所後の相談や援助を行う施設です。

これまでの入所者に対しては、生活上の悩みや就労の支援を始め、子どもの健全育成に向けた支援、また、退所に向けた住宅確保の支援など、母子の自立のための支援を行ってきました。

今年度の入所相談件数は1件でありましたが、入所には至っていません。

久松寮の周知については、本市の子育て支援サイトを始め、ひとり親が抱える様々な相談を受ける中で、施設の説明を個別に行っています。

今年度末をもって久松寮を廃止しますが、これを補完する施策の一つとして、来年度の新規事業である「母子緊急一時宿泊施設確保事業」により、緊急的な住居の確保と、ひとり親家庭自立支援員による相談を行い、母子の支援を途切れることなく実施してまいります。

また、必要に応じて保健師等による継続的な訪問支援やヘルパーによる育児・家事支援を行うなど早期の自立に向け、寄り添った支援を行ってまいります。

DV 被害者への対応については、加害者からの追跡を避けるため、市外又は県外への避難を基本としており、今後も同様の考えです。

河村ひろ子市議：生活保護行政について、扶養照会について伺います。

コロナ禍の影響で失業者・生活困窮者が増え続けるなか、福山市の自立支援制度の申請は大きく増加しています。住居確保給付金の2020年4月から1月末までの申請件数は172件で2019年度の13倍、コロナ特例の生活福祉資金の申請件数は2020年3月25日から本年2月18日時点で3262件、6億8400万円余が貸付されたとのことです。

また、社会福祉協議会は生活に困窮している人から食料品を求める相談が急増したため、2月から保存食品を緊急時に提供する「フードたすけあいネット」を始めています。

明日の食料にも困る人が増えている中、市民の生きる権利を保障する生活保護の迅速な決定が求められます。

本年1月28日の参院予算委員会で日本共産党の小池晃議員が、生活保護の資格のある人のうち現に利用している人の割合は2割程度となっていることについて、扶養照会が申請をためらわせる大きな障害になっていると指摘しました。

生活困窮者を支援する一般社団法人「つくろい東京ファンド」によるアンケート調査では、生活保護を利用していない理由は、「家族に

知られたくない」が 34.9%と もっとも多くなっています。

2017 年の厚労省調査では、保護申請時の扶養照会 46 万件のうち、金銭的な扶養が行われることになった世帯の割合は 1.45%にとどまっており、援助につながる事例はまれであることが明らかになっています。福山市の保護申請時の扶養照会は年間何件行われ、そのうち親族の援助が行われた事例は何件あったのか、お答えください。

田村厚労相は、扶養照会は法律事項ではなく「義務ではない」こと、菅首相は「生活保護は国民の権利だ」と改めて認めています。生活保護の申請をためらわせる扶養照会を行うべきではありません。扶養照会による申請者への影響をどのように認識されていますか。また、国に扶養照会をやめるよう要望することを求めます。ご所見をお示し下さい。

市長答弁：次に、生活保護制度についてです。今年度 1 月末までに生活保護を開始した 400 世帯に係る扶養照会は 1,010 件、そのうち親族の金銭的な扶養を確認したものは 14 世帯、15 件です。

生活保護法では、「民法に定める扶養義務者による扶養は生活保護に優先する」と規定されています。

扶養義務者が行う金銭的な扶養は収入として認定した上で、生活保護費を算定することとなります。

扶養照会を行う際には、照会の主旨を丁寧に説明した上で行っており、このことにより、親族との交流再開等による精神的な支援にも繋がっています。

これらのことから、扶養照会をやめるよう国に要望する考えはありません。

河村ひろ子市議：シェルターについて伺います。

経済状況と感染防止の立場から、厚労省は生活保護申請・決定の迅速化や運用の柔軟化を求める事務連絡を出しています。しかし、住居が定まっていない場合、生活保護申請を行っても住居が定まるまで保護の決定は行われていません。これでは車上生活やホームレス状態など最も深刻な人への迅速な生活保護の開始ができません。

生活困窮者自立支援制度には緊急に衣食住の確保が必要な者に対し、一定期間必要な生活支援を提供する一時生活支援事業が位置づけられ、県内でも広島市、呉市、東広島市など9市町で取り組まれています。一時的に保護できるシェルターがあれば、そこから生活保護

を開始することが可能です。福山市にも緊急保護シェルターや一時
宿泊所の設置をすべきです。ご所見をお示し下さい。

市長答弁：次に、シェルターについてです。

本市では、日ごろからボランティア団体等と連携し、
敷金等が不要ですぐに入居可能な民間住宅を把握し
ており、相談者の状況に応じて案内しています。

本市として、シェルター等緊急一時宿泊場所を設置
する考えはありません。

河村ひろ子市議：新型コロナウイルス感染症対策について

PCR 検査について伺います。

本市が広島県と共同で開設した PCR センターについて、これまでの検査数と陽性者数、また、無症状陽性者の人数をお示してください。

PCR センターの効果と評価について、お答えください。

2月22日の知事と市長の記者会見では、本市の感染状況が下がってきていないことに強い危機感が示されました。

県の集中対策や感染拡大地域での緊急事態宣言の終了にともない、感染のリバウンドも懸念されます。

今こそ無症状者への検査を抜本的に拡充すべきです。職種を限定した PCR センターや、飲食店エリアでの実施にとどまらず、希望するすべての市民が検査を受けられる体制を求めます。ご所見をお示してください。

高齢者施設や医療機関での感染は、重症者や死亡者の増加につながるため、クラスターの防止が特に重要です。

県と市は、入所系の高齢者施設で定期検査を実施していますが、市内で検査を受けた施設の割合をお示してください。

陽性者の判明によって、職員が不足し、介護サービスが提供できなくなることを懸念して、検査をためらう施設もあるようです。

積極的に受検してもらうために、職員の応援派遣に対する補助制度の創設、感染対策研修や検査の効果・意義の周知を行うなど、市としてきめ細かな体制を整えることを求めます。また、入所施設以外への対象拡大を求めます。ご所見をお示しください。

医療機関での検査について、お聞きします。

市内では複数の医療機関でクラスターが発生しました。市保健所も指導に入っていますが、検査の実施状況と感染の終息が困難であった要因を、どのように分析したのかお示し下さい。

市長答弁：次に、新型コロナウイルス感染症対策についてです。

まず、PCR センターについてです。12 月 30 日に開設した福山 PCR センターでは、2 月末までに、約 8,200 人の検査を実施し、本市の陽性者 33 人を確認しました。陽性者のうち無症状者は 8 人でした。

2 月 8 日からは、市内の接待を伴う飲食店利用者も

対象としています。

また、昨日 3 日から松浜町に、市内 2 つめの PCR センターを開設しています。PCR センターは、陽性者を早期に把握し、積極的疫学調査を行うことで、感染拡大防止に有効であると考えています。

次に、無症状者への検査の拡充についてです。無症状者への PCR 検査は、接触者のようなリスクのある人には有効であると考えます。

現在、本市においては、接触者や保健所が必要と判断した場合は、症状の有無にかかわらず、受診にかかる費用も含めて全て無料で実施しています。

次に、入所系の高齢者施設での検査の状況です。入所系施設を対象とした「抗原検査」は、対象となる市内 64 の高齢者施設のうち、45 施設(約 7 割)で実施しています。

市内の PCR センターでは、全ての介護サービス事業所・施設の職員を対象としています。

また、職員が感染しサービス提供に支障が生じる場合は、職員の応援体制や、市のサービス継続支援事業補助金により支援を行う体制を整備しています。

感染対策の研修としては、「福山市コロナウイルス感染症対策ガイドライン(職場編)」に基づく研修を行うとともに、国の感染対策の手引きを活用し、感染対策の周知を図っています。

次に、医療機関での検査についてです。

本市では、これまで3病院でクラスターが発生しました。

これらの病院では、初発の感染者が発生すると、院内感染の拡大を防止すること、また、感染者が病院外に出ないように万全の体制を施されてきました。

一方、元々基礎疾患があるために感染に弱い患者への対応や診療と行動制限の両立という困難な状況下、感染の広がりを抑えていくことに大変苦慮されたとも伺っています。

すべての病院で新たな感染者が発生しなくなって1
か月以上経過し、現在では終息となっています。

この感染の原因、院内感染の拡大の経路などについ
ては、それぞれの病院で現在も検証が行われています。

河村ひろ子市議：医療体制の確保について

本市では、年末年始の感染拡大期に、専用病床の8割ちかくが埋まり、院内感染が発生した病院にとどまった感染者をあわせれば、病床使用率が100%を超える事態となりました。

感染拡大に備え、地域全体で病床を確保する体制が必要です。

長野県松本市では、松本市立病院を中心とした7病院が役割分担を明確にした上で感染患者を受け入れ、医療圏全体で感染レベルに応じた調整計画を構築しているとのことでした。

本市も、医師会と連携して、医療体制の調整・確保を進めることを求めます。ご所見をお示しください。

本市は、感染治癒後の患者を受け入れる医療機関に補助金を支給する方針ですが、受け入れ病床数の見込みを、お示してください。

東京都八王子市では、医療機関だけでなく高齢者施設にも補助金を支給し、約40施設の協力を受け、スムーズな転院が可能となっているとのことです。

感染治癒後の受け入れが促進されるよう、高齢者施設や障害者施設などにも補助金を支給することを求めます。ご所見をお示してください。

長引くコロナ禍で、医療従事者の心身の疲弊が懸念されます。

昨年12月の市感染症対策本部会議でも、専門会議等の委員の意見として、「看護師の疲労は顕著。今後看護師の支援が必要」と指摘されています。市として、看護師の労働実態をどのように把握し、支援策を講じるのか、具体をお示してください。

市長答弁：次に、医療体制の確保についてです。

本市では、医療体制の調整・確保については、地区医師会、広島県病院協会、感染症指定医療機関、二次救急病院等で構成する「福山市新型コロナウイルス感

染症に係る専門会議」において、協議を行っているところと
ころです。

次に、後方支援医療機関の受入病床数の見込みについてです。

病床数の見込みは困難です。

本市としては、今後に備え、出来る限り、多くの医療機関を確保することが必要と考えています。

次に、高齢者や障がい者の、感染治癒後のサービス利用については、訪問介護、訪問看護、ショートステイでの受入体制を構築しています。

高齢者施設や障がい者施設への財政的支援につきましては、考えていません。

次に、看護師の労働実態の把握とその支援策です。

本市では、院内クラスターが発生した医療機関の看護師の疲労が顕著であることを把握したため医療支

援を行う団体や広島県看護協会へ、看護師の派遣要請を行いました。

また、新型コロナウイルス感染症患者の対応を行う医療スタッフが帰宅困難な状況となった場合に対する医療従事者宿泊費補助も併せて、実施しています。

河村ひろ子市議：ワクチン接種について伺います。

ワクチンに対し、期待と不安の声があります。安全性や有効性、副反応などの情報を、徹底的に国民に明らかにするよう国に求めると、本市も積極的に周知することを求めます。

また、ワクチン接種は、あくまで、個人の自由意思で行われるべきであり、接種の有無による差別が起きないように周知啓発することを求めるものです。ご所見をお示してください。

市長答弁：次に、ワクチン接種についてです。ワクチンの有効性、安全性、副反応のリスクなど、接種に関する十分な情報提供について、中核市市長会を通じて、国に要請しています。

また、県のコールセンターにおいても、副反応や接

種効果の持続期間などの相談に対応しています。

ワクチンは、個人の判断で、同意に基づいて接種されるものであり、予診における可否の判断を含めて、接種を受けなかったことで、日常生活において不利益を被らないよう、市民への丁寧な相談や周知啓発に努めるとともに、併せて、国も周知に努めるよう、中核市市長会を通じて要請しています。

河村ひろ子市議：介護保険制度、事業所支援と従事者の処遇改善について質問します

現在、介護をめぐる目前の問題は、コロナ危機への対応です。

2020 年の春以降、訪問介護・通所介護など在宅介護では深刻な利用抑制が起こり、多くの介護事業所が大幅な減収に見舞われ、マスクや消毒液など多大な出費が続いています。

クラスターの発生を防ぐために介護現場では必死の努力が続けられ、介護従事者の労働はいつそう過酷なものになっています。

東京商工リサーチの調査によると 20 年の「老人福祉・介護事業所」の倒産は 118 件と過去最高を更新し、資金難や人手不足で先行きが見通せず、倒産に至る前に「休廃業」に追い込まれる事業所も過去最多との事です。市内に倒産した事業所はあるのでしょうか。お示し下さい。

本市の休止・廃止の事業所数は 2017 年度 46 件、18 年度 58 件、19 年度 37 件と高止まりですが、今年度の件数と、休止・廃止に至った理由についてお答え下さい。

東京商工リサーチのレポートは「国が抜本的な福祉基盤整備に乗り出さない限り、介護・福祉事業所の『淘汰』はさらに加速し、高齢者だけでなく、要介護の家族をもつ若年層にも深刻な影響を与えかねない」と警鐘を鳴らしています。

国は 2021 年度からの介護報酬をわずか 0.7% 引上げる方針ですが、その内の 0.05% は新型コロナ対策として 9 月までの措置です。介護保険が始まって以来、3 年ごとの報酬改定で 6 回中 4 回もマイナス改定をしてきた上に、コロナ禍が襲うもとで、この報酬改定ではまったく不十分です。国の報酬改定について市長の認識をお示し下さい。報酬の増額を国に要望することを求めます。

また、介護事業所への減収補填を国に求めること、さらに、市独自の減収補填を求めます。ご所見をお示し下さい。

本年 1 月末、福山市老人福祉施設連絡協議会が市長と市議会あてに要望書を提出されました。それには「絶対的な人材不足の解消に至っていない現状で」「緊急かつ成果が出る人材確保の支援・対応を」と強く求めておられます。この要望書の受け止めについてお答え下さい。

国に、介護職員の緊急的な処遇改善と、それを利用料・保険料に跳ね返らせないための公費の投入を要望することを求めます。職員確保は喫緊の課題です。本市でも独自の処遇改善策の実施を求めます。ご所見をお示し下さい。

市長答弁：次に、介護保険制度についてです。

まず、本市では、指定を受けている介護事業者が倒産した例はありません。

また、今年度、本市の介護事業者で、休止したものは11件、廃止したものは36件あり、一方で、新たに開設したものは41件でした。

休止・廃止に至った理由は、必要な人員確保が困難であったというものが大半を占めています。次に、2021年度(令和3年度)からの介護報酬の改定につきましては、国において、介護事業所の経営状況や物価変動を勘案し、サービスの実態に見合った基本報酬を定めた上で、介護従業者の処遇改善を図るために加算措置が講じられたものと認識しています。

本市としましても、引き続き、適切な介護報酬の設

定が行われるよう、全国市長会を通じて国に要望してまいります。

また、要望書が提出された介護人材の確保については、採用、育成、定着などにおいて、関係者が連携して、総合的に対策を講じていくことが必要と考えています。

このため、当該要望書提出団体も参画する「福山市福祉・介護人材確保等総合支援協議会」において対策を講じてまいります。

なお、介護職員の処遇改善につきましては、全国共通の課題であることから、国において財政措置を含めた対応を行うよう全国市長会を通じて要望しているところです。

河村ひろ子市議：介護保険料について質問します

福山市は、2021 年度からの介護保険料を介護給付費準備基金の約 18 億円を活用し第 7 期と同額とする方針を示しました。これ自体は評価できますが、それでも高い保険料は高齢者の生活を苦しめてい

ます。

2019 年度の 65 歳以上の介護保険料滞納者数は 1573 人、65 歳人口の約 1.2%にもなり、滞納した理由は「生活困難」が 843 人と最も多くなっています。

2019 年の本市の「高齢者の暮らしについての実態調査」の自由記述欄には、「介護保険が高い、安くなることを望む」という声が一番多く寄せられました。この声の受け止めをお答え下さい。

介護保険がスタートする以前は、老人福祉法に基づき高齢者介護の費用は全額公費負担でした。しかし、介護保険は公費と介護保険料で 50%ずつ負担するため、サービスの利用量が増えるとそれに比例して保険料も上昇するという制度上の欠陥があります。基金の繰入をしても、介護予防に力を入れても限界があります。

国の負担率を早急に 10%引上げるよう国に求める事を要望します。それまでの間は、市の一般財源を思い切って投入し保険料を引き下げを求めるます。保険料階層の細分化や料率の見直し、減免制度の拡充を再度求めます、それぞれお答え下さい。

市長答弁：次に、介護保険料についてです。

まず、「高齢者の暮らしについての実態調査」におけ

る介護保険料に関するご意見については、承知しており、保険料をできる限り低く抑えるよう努めているところです。

しかし、現行制度においては、将来、介護給付費が増すと、それに応じて保険料も増額せざるを得ないことから、介護給付費に対する国庫負担割合の引き上げについて、全国市長会を通じ、国に要望しています。

なお、市が一般財源を用いて保険料の軽減措置を行うことは、制度上、困難です。また、保険料の段階区分の設定や減免制度については、被保険者間の公平性を踏まえ慎重に検討した結果です。

河村ひろ子市議：利用料について質問します

介護の利用料は原則1割ですが、所得によって2～3割負担が課せられます。

2020年11月の「福山市在宅介護実態報告書」によると、利用料の支払いが困難なためサービス利用をしない人は、要支援1・2の単身世帯では18%、要介護1・2の夫婦のみ世帯では25%にもなってい

ました。この実態をどのように捉えておられるでしょうか。お答え下さい。

埼玉県朝霞市は、介護保険料の 1～2 段階の人を対象に、1 割の利用料を 2 分 1 に、3 段階の人に 4 分 1 を独自軽減しています。2019 年度は延 1 万 8588 人の利用があり、担当課の方は「金銭的な理由で介護の利用控えが起きないようにしているが、とても役立っている」と語っておられました。

厚労省調査によると、2019 年度は 262 自治体で独自軽減しています。本市も軽減措置を行うことを求めます。ご所見をお示し下さい。

市長答弁：次に、利用料については、介護保険制度の中で低所得者に対する軽減措置を講じているところですが、負担が重いと感じる方がいることも認識しています。

このため、低所得者の利用料の軽減については、国において総合的かつ統一的な対策を講じるよう、全国市長会を通じて要望しているところであり、単市で軽減措置を講じることは、考えていません。

河村ひろ子市議：商工行政について、飲食業界・中小事業者への支援策について伺います。

コロナ禍により多くの飲食店が苦境を強いられ続けています。帝国データバンクの発表によると、2020年の飲食店事業者の倒産件数は780件で過去最多を記録しています。福山市内の飲食店への影響も深刻です。我が党が行った福山駅周辺の飲食店での聞き取り調査では、12月・1月の売上は前年度比で7～8割減との声も少なくなく、「周辺の店は9時くらいでどこも閉店。撤退を考えている店が何軒もある。」と非常に危機感を募らせていました。

各事業者は必死の経営努力を続けていますが、従業員の生活を支えるための雇用継続、高額なテナント料の支払いは貯蓄を切り崩しながら耐え忍んでいる状況です。市としてこのような実態をこれまでどの様に調査・把握されてきたのか、そして飲食店の置かれている現状をどの様に認識されているのかお答えください。

飲食店事業者からは、「今はテイクアウトもランチも出ない。補助金で業態を変えるために必要な設備導入を努力してきたが、投資分を回収できる見込みがない。」「営業継続するための資金が無ければ続かない。」という声が上がっています。状況が深刻化する下で、県

が市と合同で一店舗当たり 30 万円の支援金支給を決断したことは評価できますが、駅周辺の店舗のテナント料は月 20 万円を超えるものも多く、大きな減収を補いきれるものではありません。市独自の家賃・光熱費など固定費補助を行うこと、また国に対して再度の持続化給付金の支給を要望することを求めます。それぞれお答え下さい。

確定申告の時期ですが、今年は消費税増税から 1 年経過し、事業者は苦しい申告をしなければなりません。年間の売上が 1000 万円の一般的な飲食店であれば、たとえ赤字でも簡易課税で 30～40 万円もの消費税を納めなくてはなりません。消費税は直ちに減税するよう国に対し強く求めるべきです。ご所見をお示し下さい。

飲食店と取引のある業者や生産者にも影響は及んでいます。民間調査会社の飲食店向けの食材卸事業者の業績調査では、約 5000 社のうち 8 割超にあたる約 4300 社で前年度から売り上げが減少しているとしています。また、農産物の価格や魚価も大きく下落し、生産者も大きな収入減となっています。福山市内の飲食店関連事業者・生産者の減収状況についてお答えください。

県は減収のあった飲食店の取引先に対して一事業者当たり 30 万円の支援を決めましたが、雇用者の多い業者も多く、事業規模に応じた支援も求められています。市も現状を把握した上で、独自に納入業者・生産者への支援策を検討するべきですが、ご所見をお示し下さい。

飲食業界だけでなく様々な中小事業者も深刻です。県は市町が講じる中小事業者支援策について、支援額の 1/2、最大 15 万円を支出することを明らかにしていますが、福山市ではどのような支援を考えているのかお答えください。

市長答弁：次に、商工行政についてであります。

まず、飲食店についてであります。本市では、福山市産業支援者連絡会議や市内の組合・団体はもとより、個別のヒアリングを行うなど様々なチャンネルを通じて状況把握に努めています。

「感染拡大に伴う外出自粛により大きな影響を受けている」などの声を伺っており、依然厳しい状況があると認識しています。

こうした声を踏まえ、今年 1 月からは、市独自に、第 2 次感染防止対策設備の導入補助、衛生費の補助と

いった追加的支援を実施しており、家賃などの固定費の補助を行うことは、現段階では考えていません。

また、国の持続化給付金の再支給などについては、県や市長会を通じて既に要請しています。

なお、消費税については、減税を求めることは考えていません。

次に、飲食店関連事業者についてであります。飲食の組合や生産者団体などからは、「飲食店との取引を中心とする場合は、影響を受けている」と聞いています。

そのため、飲食店に納入している事業者など飲食以外の事業者に対する支援を、私から知事に対して要請し、これを受け、県が制度化を公表しました。

現在、本市では、外出機会の削減や他地域への移動の自粛要請で影響を受けた観光関連事業者への支援策を検討しています。

河村ひろ子市議：ハラスメント防止について質問します

昨年 11 月、「福山市立の元校長が、教育長との面談の際に、教育長から降格願を出すように言われるなど、パワハラを受け体調を崩したと訴えている」との新聞報道は、教育現場や保護者などに衝撃を与えました。

昨年 9 月 23 日、本市は副市長をはじめとする調査委員会を立ち上げ、教育長や元校長など関係者への聞き取り等を行い、12 回の調査委員会で審議をした結果、パワハラは認められなかったと結論付けました。

我が党の調査では、教育長と元校長の面談のやりとりについて、両者の主張が食い違っていることが分かりました。「両者の主張の違い」について、市調査委員会はどのように問題整理されたのでしょうか。また、調査委員会の議事録が作成されなかったのはなぜなのでしょう。明確にお答え下さい。

調査委員会の結果を受け、市長は教育長と教育委員会あてに「校長からの相談に対する適切な指導体制が必ずしも十分でない点が認められる」「より適切な相談・指導体制の構築を」と通知しました。教育委員会としてこの通知をどのように受け止め、今後どのように改

善するのでしょうか、お答え下さい。

日本では、セクハラやパワハラなどが様々な場面ではびこり、多くの人々が苦しみ、命や健康の危機にさらされています。

2020年6月、「改正労働施策総合推進法」いわゆる「パワハラ防止法」が施行されました。パワハラの基準を法律で定め、企業に具体的な防止措置を義務化しました。同法律や厚労省の指針に基づき、地方公共団体は職場におけるパワハラを防止するために雇用管理上の措置を講じなければならないとされています。

本市もハラスメント防止の方針を明確化し、相談者のプライバシーを保護するための必要な措置を講じた相談体制や、職員への周知など行わなければなりません。このような措置義務は、すべて履行しているのでしょうか。また、この間、ハラスメントについて何件の相談が寄せられているのでしょうか、お答え下さい。

2019年にILO総会で採択された「仕事の世界における暴力およびハラスメントの撤廃に関する条例」では、ハラスメントの定義は、概括的なものとし、出来るだけ広く適用させること、加害者の「意図」

を問題とせず、その行為が「結果として」他人に有害な影響を及ぼしていればハラスメントとしています。パワハラを「指導のつもりだった」、セクハラを「恋愛のつもりだった」などという弁解は通りません。

ハラスメントは「違法でなければよい」というものではなく、人格や尊厳を傷つける深刻なものであることを理解しなければなりません。市長・教育長はどのように認識されているでしょうか、ご所見をお示し下さい。

職場や社会全体でハラスメント根絶に取り組むという認識に立ち、研修や集団的な検討・対応を行うことが必要です。本市では今後どのように取組まれるのでしょうか、お答え下さい。

ハラスメント事案は、早期発見・早期対応が重要であり、それには職場内のアンケートが最も効果的と言われています。本市も定期的な実態アンケートの実施を求めますが、ご所見をお示し下さい。

市長答弁：次に、ハラスメント防止についてです。

両者の主張に違いがある場合は、厚労省の指針では第三者等からも事実関係を聴取するよう示されています。本件では、主張に食い違いのある発言内容に

ついて、その場に同席していた者から聴取を行いました。

また、本件の調査報告書は、関係者の供述内容、県教委の調査結果、その他客観的な関係資料に基づき、厚労省の指針で示された要件に沿って詳細かつ正確に判断過程を整理したものであり、事実上の議事録に相当するものと受け止めています。

なお、調査については、県からの依頼に基づき適正に行い、問題とされた教育長の言動については、パワハラ行為には該当しないと判断したものです。

市の調査報告書を踏まえ、県にその結果を報告しておりますが、さらに調査が必要と判断されれば、県において、必要な対応がなされ则认为しております。

次に、地方公共団体が講ずべき措置については、形式的には一部未措置のものがありますが、現行制度の運用で問題なく対応できています。

また、ハラスメントの相談件数は、法が施行された

昨年6月1日以降、8件であります。

ハラスメントは、個人の尊厳を不当に傷つけ、人権を侵害するものです。

ハラスメントを防止するためには、職員一人一人がハラスメントの理解を深め、互いの人格を尊重し、自らがハラスメントを行わないようにしなければならないと認識しています。

次に、ハラスメントに対する認識についてです。ハラスメントは、個人の尊厳を不当に傷つけ、人権を侵害するものと認識しています。

また、職員の研修については、2014年度(平成26年度)からセクハラ・パワハラに関する研修を実施しています。

定期的なアンケートは現時点では考えていません。

ハラスメントに関する苦情・相談窓口や、上司との定期面談、医務室での相談など、実態が把握できる機会を設け、早期発見・早期対応に努めております。

教育長答弁：教育行政についてお答えします。ハラスメント防止についてです。始めに、市長からの通知に対する受け止めと今後の対応についてです。

教育委員会では、国の新学習指導要領の議論を踏まえ、「福山 100NEN 教育」を基本理念に、全ての子どもたちが、学ぶ意欲や知的好奇心を発揮できる「子ども主体の学び」づくりに取り組んでいます。

特に、校長が、相当な覚悟を持ってリーダーシップを発揮し、教職員の意欲や創造性を引き出せるよう、校長研修や学校訪問等を通して具体的な取り組みをもとにした意見交流をしながら指導・支援をしてきました。

そうした中で、各学校では、「子どもの学び」を中心に議論が行われ、多くの教職員が、日々の授業を通して「子どもは主体的に学ぶ」ということを実感するなど、確実に「学び」への理解が深まってきていると認識しています。

また、一昨年度、昨年度において、校長及び教員を

対象に実施した「子ども主体の学び」づくり等に関するアンケートで、多くの好調が肯定的かつ積極的な回答をしています。

一方で、従来の価値観や学校の枠組みの中での活動に留まっている状況も見られ、「子ども主体の学び」づくりの意義や目的を教職員が共有し取り組めるよう校長への指導・支援をしてきました。

そのような中、市長から、新学習指導要綱に対応するために求められる変革に十分対応しきれていない校長に対する、より適切な相談・指導体制の構築に努めるよう要請があり、更なる校長への指導・支援が必要であると受け止めました。

「福山100NEN教育」を推進していくため、1月の教育委員会会議における教育委員の意見も踏まえ、学校が一体となって取り組めるよう、校長を始め教頭や教職員も含めた指導・支援体制をより充実することとし、2月8日に市長へ報告しました。

一斉に指示・指導することと、個別の状況に応じた

指導・支援を組み合わせ、今まで以上に、学校の自主性・自立性を発揮できるようにしていきます。

具体的には、オンラインも活用しながら、各校の取り組みや考えを交流し、マネジメント力の向上を図る校長研修、学校と教育委員会が一緒に、「子ども主体の学び」づくりの取り組みの方向性を考える研修などを計画的に行います。

また、学校指導員等による学校訪問を継続するとともに、校長面談等に管理部も加わり、多様な視点で実態に応じた指導・支援を行います。

あわせて、教職員の悩みや課題を把握し、個々の状況に応じて、保険管理医などの面談を実施します。また、教育委員化ホームページから、各校の取組等を閲覧したり、校務用パソコンで国・県の動向等を共有できるようにし、校長を始め、全教職員が自己研鑽できるようにしていきます。

学校の自主性・自立性を推進力に、改めて、「子どもたちがどのように学び、理解していくのか」という学

びの本質に立ち、すべての子どもたちが、仲間とともに、学び続ける力で未来を切り拓いていけるよう、「子ども主体の学び」を追求してまいります。

河村ひろ子市議：スポーツ施設再編方針について、竹ヶ端運動公園水泳場の廃止について伺います。

「福山市スポーツ施設再編方針」には、市内の庭球場・水泳施設の統合や機能の複合化などの再編方針が示されています。失われる庭球場・水泳場の施設面積は全体の約 59%にものぼり、市民の運動・レジャー機会が大きく損なわれる恐れがあります。

スポーツ庁のガイドラインが求める、個別施設の利用者調査やパブリックコメントを本市は行っていませんでした。我が党はこの問題を指摘してきましたが、今後、スポーツ施設のあり方について、施設の利用調査や市民の意向調査はどのように取組まれるのでしょうか、お答え下さい。

再整備方針で廃止対象となっていた竹ヶ端運動公園水泳場は、昨年 3 月末で閉場し、現在解体工事が進んでいます。しかし、解体に着手されたことで初めてプールが無くなることを知った市民からは驚きの声が上がっています。市民から 1415 筆のプール存続を求める市長要望署名も提出されています。市民の声の受け止めについてお答え下さい。

市長答弁：次に、スポーツ施設再編方針についてです。

まず、今後のスポーツ施設のあり方に関する利用調査や市民の意向調査についてです。

スポーツの推進や施設整備を計画する上で、市民意見や施設の利用実態等の把握は重要と考えており、

今後も、パブリックコメントの実施要綱等に沿って、意向調査等を適切に実施します。

次に、竹ヶ端運動公園水泳場に関する要望署名についてです。

「福山市スポーツ施設再編方針(庭球場・水泳場)」は、「福山市公共施設等サービス再構築基本方針」と「福山市社会体育施設基本計画」に基づき作成したものであり、市議会議員、学識経験者、施設利用の代表者等で構成するスポーツ振興審議会の答申を得た後、昨年の3月議会で、供用廃止する施設について条例改正の議決をいただきました。

本再編方針は、老朽施設の廃止・縮小のみでなく、再整備や拠点化により、市民が将来に渡って、スポー

ツ施設を安心・安全にご利用いただくと共に、本市の持続的なスポーツ振興につなげるため作成したものであり、市民の皆様にもご理解をいただきたいと考えています。

河村ひろ子市議：スポーツ施設の使用料について伺います。

市民から、新総合体育館の使用料が高く利用できないとの声があります。本市は、総合体育館の使用料は、「供用開始後のランニングコストに対する受益者負担のあり方や、近年整備された他都市の施設との比較など、幅広く検討を行い設定したもの」と説明していますが、市民にとって利用しやすい使用料の設定なのか疑問です。

また、新竹ヶ端運動公園庭球場、ローズアリーナ併設屋内プールの使用料も、総合体育館のように、予約システムや共用スペースの導入費用、空調設備も含めたランニングコストの約半分程度を受益者に負担を求める事になれば、高額な使用料になりかねません。この2施設の整備における使用料の設定はどのような方針で決められるのか、お答えください。

再整備方針によるスポーツ施設の集約化と高額な使用料は市民の

スポーツ機会を大きく損ねるものであり、見直すべきです。ご所見をお示し下さい。

市長答弁： 次に拠点化を計画している竹ヶ端運動公園庭球場と緑町公園敷地内に計画予定の屋内プールの使用料についてです。

両施設は、次年度以降に設計を予定しているため、施設の機能等が決定した後、利用動向、想定利用者数、施設の規模、維持・管理費等の要素と市内や他都市の類似施設の事例も参考に検討することとしています。